

専門委員の設置等に関する規則

平成十一年八月三十一日規則第五十五号

改正 平成一二年 三月三十一日規則第二〇号

平成一三年 三月三〇日規則第五号

(目的)

第一条 基礎的自治体として、より主体的で積極的な区政運営を推進するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項の規定に基づき、内外の情勢に精通した広い視野で提言を行う専門委員を設置し、もって区政における政策形成に資することを目的とする。

(設置等)

第二条 別表上欄に掲げる事項について、同表下欄に規定する人数の範囲内で文京区に専門委員を置く。

2 専門委員は、別表上欄に掲げる事項について調査し、区長に提言する。

(権限等)

第三条 専門委員は、職務を遂行するため、区長の事務を分掌している部局の長に対し、資料を要求し、又は説明を求めることができる。

2 専門委員は、文京区政策会議運営要綱(一一文企発第百二十四号)第一条の規定により設置された政策会議に出席することができる。

(報告等)

第四条 第二条第二項に規定する提言は、文書又は口頭によるものとする。

(選任)

第五条 専門委員は、別表上欄に掲げる事項に関し専門の学識経験を有する者のうちから区長が選任する。

(任期)

第六条 専門委員の任期は、一年以内とし、再任されることができる。

(庶務)

第七条 専門委員に関する庶務は、企画政策部企画課において行う。

(委任)

第八条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成十一年九月一日から施行する。

付 則(平成一二年三月三十一日規則第二〇号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則(平成一三年三月三〇日規則第五号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

別表(第二条、第五条関係)

| | |
|-----------------|----|
| 1 地方自治の意思決定のあり方 | 三人 |
| 2 行政組織、機構のあり方 | |
| 3 地域文化、教育のあり方 | |